

## 袋井市が管理する準用河川の構造の技術的基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条の規定に基づき、準用河川の構造の技術的基準を定めるものとする。

(準用河川の構造の技術的基準)

第2条 法第13条第2項に規定する準用河川の構造の技術的基準は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）に基づき、次に掲げる事項について規則で定める。

- (1) 堤防
- (2) 床止め
- (3) 堰<sup>せき</sup>
- (4) 水門及び樋門<sup>ひ</sup>
- (5) 揚水機場、排水機場及び取水塔
- (6) 橋
- (7) 伏せ越し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、準用河川の構造について必要な事項

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

# 袋井市が管理する準用河川の構造の技術的基準を定める規則

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 堤防（第3条—第10条）

第3章 床止め（第11条—第14条）

第4章 堰<sup>せき</sup>（第15条—第17条）

第5章 水門及び樋門<sup>ひ</sup>（第18条—第24条）

第6章 揚水機場、排水機場及び取水塔（第25条—第30条）

第7章 橋（第31条—第38条）

第8章 伏せ越し（第39条—第43条）

第9章 雑則（第44条—第47条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、袋井市が管理する準用河川の構造の技術的基準を定める条例（平成24年袋井市条例第36号）第2条の規定に基づき、準用河川の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則で使用する用語は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

第2章 堤防

（適用の範囲）

第3条 この章の規定は、流水が準用河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

（構造の原則）

第4条 堤防は、護岸その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

（材質及び構造）

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別

の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。

(高さ)

第6条 堤防の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の下欄に掲げる値を加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

項	1	2
計画高水流量 (単位 1 秒間につき立方メートル)	200未満	200以上
計画高水位に加える値 (単位メートル)	0.6	0.8

2 前項の堤防のうち、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が2.5メートル以上である場合は、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上を堤防の高さとするすることができる。

(天端幅)

第7条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、3メートル以上とするものとする。

2 前項の堤防のうち、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすることができる。

項	1	2
計画高水流量 (単位 1 秒間につき立方メートル)	50未満	50以上 100未満
天端幅 (単位メートル)	2	2.5

3 堤防の全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構

造の堤防については、前項の規定は、適用しない。

4 胸壁を有する堤防については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

(盛土による堤防の法勾配等)

第8条 盛土による堤防（胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。

(護岸)

第9条 流水の作用から堤防を保護するために必要がある場合においては、堤防の表法面に護岸を設けるものとする。

(管理用通路)

第10条 堤防に設ける管理用通路は、川幅に応じ、次の右表の欄に掲げる値以上とし、その建築限界は、別図に示すところとする。ただし、一連の山付区間や山間狭窄部及び堤防から概ね100メートル以内に管理用通路に代わるべき適当な通路（私道を除く。）がある場合はこの限りでない。

川幅	管理用通路の幅員
川幅が5メートル未満	両岸とも1メートル以上
川幅が5メートル以上10メートル未満	片岸を3メートル以上 対岸を1メートル以上
川幅が10メートル以上	両岸とも3メートル以上

### 第3章 床止め

(構造の原則)

第11条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び準用河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工及び高水敷保護工)

第12条 床止めを設ける場合において、これを接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

#### (護岸)

第 13 条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、次の各号に定めるところにより護岸を設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から 10 メートルの地点又は護床工の上流端から 5 メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水<sup>た</sup>叩きの下流端から 15 メートルの地点又は護床工の下流端から 5 メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他準用河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。
- (3) 河岸（低水路の河岸を除く。以下この号において同じ。）又は堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあつては、河岸又は堤防の高さとすること。
- (4) 低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。

#### (魚道)

第 14 条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため、次の各号に定めるところにより魚道を設けるものとする。

- (1) 床止めの直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとする。
- (2) 床止めに接続する河床の状況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとする。

### 第 4 章 <sup>せき</sup>堰

#### (構造の原則)

第 15 条 <sup>せき</sup>堰は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 <sup>せき</sup>堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び準用河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに<sup>せき</sup>堰に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

#### (流下断面との関係)

第 16 条 可動堰<sup>せき</sup>の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱<sup>せき</sup>に限る。）以外の部分（堰柱<sup>せき</sup>を除く。）及び固定堰<sup>せき</sup>は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条、第 29 条第 1 項及び第 32 条第 1 項において同じ。）内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部<sup>さく</sup>であることその他準用河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

（護床工等）

第 17 条 第 12 条から第 14 条までの規定は、堰<sup>せき</sup>を設ける場合について準用する。

#### 第 5 章 水門及び樋門<sup>ひ</sup>

（構造の原則）

第 18 条 水門及び樋門<sup>ひ</sup>は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門<sup>ひ</sup>は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び準用河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門<sup>ひ</sup>に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（構造）

第 19 条 水門及び樋門<sup>ひ</sup>（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門<sup>ひ</sup>は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

（断面形）

第 20 条 準用河川を横断して設ける水門及び樋門<sup>ひ</sup>の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、準用河川以外の水路が準用河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門<sup>ひ</sup>について準用する。

（ゲート等の構造）

第 21 条 水門及び樋門<sup>ひ</sup>のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門<sup>ひ</sup>のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門<sup>ひ</sup>のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第 22 条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとするものとする。

(管理施設等)

第 23 条 水門及び樋門<sup>ひ</sup>には、必要に応じ、管理橋その他適当な管理施設を設けるものとする。

(護床工等)

第 24 条 第 12 条及び第 13 条の規定は、水門又は樋門<sup>ひ</sup>を設ける場合について準用する。

#### 第 6 章 揚水機場、排水機場及び取水塔

(揚水機場及び排水機場の構造の原則)

第 25 条 揚水機場及び排水機場は、河岸及び準用河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

2 揚水機場及び排水機場のポンプ室（ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。）、吸水槽及び吐出水槽その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

(排水機場の吐出水槽等)

第 26 条 樋門<sup>ひ</sup>を有する排水機場には、吐出水槽その他の調圧部を設けるものとする。ただし、樋門<sup>ひ</sup>が横断する河岸又は堤防（第 28 条、第 36 条第 2 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条において同じ。）の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 吐出水槽その他の調圧部の上端の高さは、排水機場の樋門<sup>ひ</sup>が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

(流下物排除施設)

第 27 条 揚水機場及び排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂

池、スクリーンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。ただし、準用河川管理上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

(樋門)

第 28 条 揚水機場及び排水機場の樋門と樋門以外の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

(取水塔の構造)

第 29 条 取水塔（流下断面内に設けるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び準用河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに取水塔に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

2 取水塔は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 取水塔の河床下の部分には、直接取水する取水口を設けてはならない。ただし、取水口の規模及び深さ等を考慮して治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

(護床工等)

第 30 条 第 12 条及び第 13 条の規定は、取水塔を設ける場合について準用する。

第 7 章 橋

(準用河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則)

第 31 条 準用河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 準用河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び準用河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

第 32 条 河岸に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部<sup>さく</sup>であることその他準用河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するものを除く。）は、堤防の表法肩<sup>のり</sup>より表側

の部分に設けてはならない。

3 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

(橋脚)

第 33 条 河道内に設ける橋脚（基礎部（底版を含む。次項において同じ。）その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。）の水平断面は、できるだけ細長い楕円形<sup>だ</sup>その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径（これに相当するものを含む。）の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であつて橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所に設けるときは、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとすることができる。

2 河道内に設ける橋脚の基礎部は、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この項において同じ。）及び低水路の河岸<sup>のり</sup>の法肩から 20 メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から深さ 2 メートル以上の部分に、その他の高水敷においては高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この項において同じ。）の表面から深さ 1 メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は準用河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は高水敷の表面より下の部分に設けることができる。

3 計画高水流量が 1 秒間につき 100 立方メートル未満の準用河川の橋については、前項中「20 メートル」とあるのは「10 メートル」と、「2 メートル」とあるのは「1 メートル」と、「1 メートル」とあるのは「0.5 メートル」と読み替えて同項の規定を適用することができる。

(径間長)

第 34 条 橋脚を河道内に設ける場合においては、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に準用河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河道内

の橋脚の中心線間の距離（河岸又は堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に橋台を設ける場合においては橋台の胸壁の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設けない場合においては当該平面上の流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面）の上部の角から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以下この条において「径間長」という。）は、山間<sup>さく</sup>狭窄部であることその他準用河川の状態、地形の状態等により治水上の支障がないと認められる場合を除き、次の式によって得られる値以上とするものとする。ただし、径間長を次の式によって得られる値（以下「基準径間長」という。）以上とすればその平均値を基準径間長に5メートルを加えた値を超えるものとしなければならないときは、径間長は、基準径間長から5メートルを減じた値（30メートル未満となるときは、30メートル）以上とすることができる。

$$L=20+0.005Q$$

（この式において、L及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。）

L 径間長（単位 メートル）

Q 計画高水流量（単位 1秒間につき立方メートル）

2 次の各号に該当する橋の径間長は、準用河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる値以上とすることができる。

（1）計画高水流量が1秒間につき500立方メートル未満で川幅が30メートル未満の準用河川に設ける橋 12.5メートル

（2）計画高水流量が1秒間につき500立方メートル未満で川幅が30メートル以上の準用河川に設ける橋 15メートル

3 河道内に橋脚が設けられている橋、堰<sup>せき</sup>その他の準用河川を横断して設けられている施設に近接して設ける橋の径間長については、これらの施設の相互の関係を考慮して治水上必要と認められる範囲内において定める。

（桁下高等）

第35条 橋の桁下高は、計画高水流量に応じ、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上で、その他の区間においては当該地点における準用河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治

水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の表法<sup>のり</sup>肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

2 橋面(路面、地覆その他流水が橋を通じて準用河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分をいう。)の高さは、橋が横断する堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の高さ以上とするものとする。

(護岸等)

第36条 第12条及び第13条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

(管理用通路の構造の保全)

第37条 橋(取付部を含む。)は、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

2 管理用通路の構造に支障を及ぼさない橋(取付部を含む。)の構造は、管理用通路(管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路)の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けた構造とする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

(適用除外)

第38条 第32条第1項から第3項まで、第33条、第34条及び第35条の規定は、湖沼、遊水地その他これらに類するものの区域内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして、次の各号に定める橋については、適用しない。

(1) 高水敷に設ける橋で小規模なもの

(2) 低水路に設ける橋で可動式とする等の特別な措置を講じたもの

2 この章(第35条及び前条を除く。)の規定は、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門又は取水塔に附属して設けられる橋については、適用しない。

## 第8章 伏せ越し

(適用の範囲)

第39条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

(構造の原則)

第 40 条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び準用河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

第 41 条 堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあつては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第 19 条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

(ゲート等)

第 42 条 伏せ越しには、流水が準用河川外に流出することを防止するため、準用河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 伏せ越しのゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

3 伏せ越しには、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

(深さ)

第 43 条 伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）及び低水路の河岸の<sup>のり</sup>法肩から 20 メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から、その他の高水敷においては高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この条において同じ。）の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ 2 メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は準用河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面、高水敷の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

2 計画高水流量が 1 秒間につき 100 立方メートル未満の準用河川の伏せ越しについて

は、前項中「20メートル」とあるのは「10メートル」と、「2メートル」とあるのは「1メートル」と読み替えて同項の規定を適用することができる。

## 第9章 雑則

(適用除外)

第44条 この規則の規定は、次に掲げる準用河川管理施設又は許可工作物（以下「準用河川管理施設等」という。）については、適用しない。

(1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の準用河川における応急措置によって設けられる準用河川管理施設等

(2) 臨時に設けられる準用河川管理施設等

(3) 工事を施行するために仮に設けられる準用河川管理施設等

(特殊な事情の場合の特例)

第45条 その自然的、社会経済的条件からみて第2章から第8章までに規定する基準の全部又は一部を適用することが適当ではないと認められるときは、当該基準によらないことができる。

(第2章から第8章に規定する準用河川管理施設等に係るその他の事項)

第46条 第2章から第8章までに規定する準用河川管理施設等に係る構造に関する事項のうち第2章から第8章までに規定する事項以外の事項については、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に適合するよう個別の案件ごとに判断するものとする。

2 前項の判断に当たっては、令の規定を参酌するものとする。

(第2章から第8章に規定する準用河川管理施設等以外のものの構造)

第47条 第2章から第8章までに規定する準用河川管理施設等以外のものに係る構造に関する技術的基準については、前条第1項の規定を準用する。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

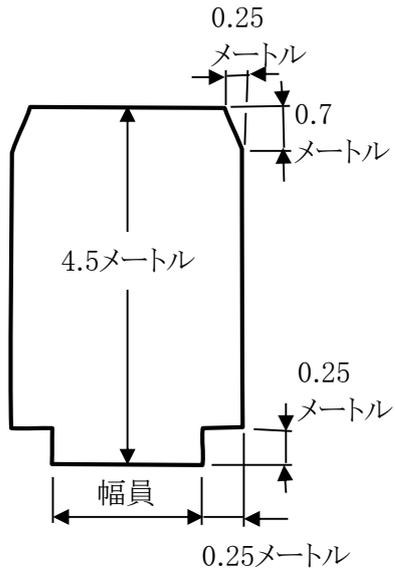
2 この規則の施行の際現に存する準用河川管理施設等又は現に工事中の準用河川管理施設等（既に法第26条第1項の許可を受け、工事に着手するに至らない許可工作物を含む。）がこの規則の規定に適合しない場合においては、当該準用河川管理施設等につい

ては、当該規定は、適用しない。ただし、工事の着手（許可工作物にあつては、法第26条第1項の許可）がこの規則の施行の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る準用河川管理施設等については、この限りでない。

別 図（第10条関係）

管理用通路の建築限界

(1) 管理用通路の幅員が3メートル以上



(2) 管理用通路の幅員が3メートル未満

